

流 福 第 1 3 号  
令和 8 年 4 月 2 7 日

流山市福祉施策審議会  
会長 中 登 様

流山市長 井崎 義治



第 1 0 期流山市高齢者支援計画の策定について（諮問）

老人福祉法第 2 0 条の 8、介護保険法第 1 1 7 条に基づき令和 6 年 3 月に策定された第 9 期流山市高齢者支援計画は、令和 8 年度をもって計画期間が終了します。

つきましては、第 1 0 期流山市高齢者支援計画の策定に当たり、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

- ※ 1 介護保険事業計画は、介護保険法第 1 1 7 条に基づき 3 年毎に策定することとなっており、第 1 0 期計画（令和 9 年度から令和 1 1 年度までの 3 年間）を策定するものです。あわせて、老人福祉法第 2 0 条の 8 に基づく高齢者保健福祉計画の見直しを行います。
- ※ 2 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 1 3 条第 1 項に基づく流山市認知症施策推進計画について、令和 9 年度を初年度とする新規計画として、流山市高齢者支援計画と一体的に策定します。